

<別冊>

「第2期みやぎ農業農村整備基本計画」

(中間見直し)

推進指標算定根拠



# 目次

## （施策1）優良な生産基盤の確保と有効活用

1	水田ほ場整備面積 農村整備課（ほ場整備班）	P 1
2	大区画ほ場整備面積 農村整備課（ほ場整備班）	P 2
3	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合 農村整備課（ほ場整備班）	P 3
4	担い手育成数 農村整備課（ほ場整備班）	P 4

## （施策2）農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上

5	農村の地域資源の保全活動を行った面積 農村振興課（農村交流対策班）	P 5
6	環境配慮対策実施地区数 農村振興課（地域計画班）	P 6
7	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口 農村振興課（農村交流対策班）	P 7
8	主要な都市農山漁村交流拠点施設数 農村振興課（農村交流対策班）	P 8
9	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数 農村振興課（企画調整班）	P 9

## （施策3）農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用

10	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数 農村整備課（水利施設保全班）	P 10
11	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が維持される農地面積 農村整備課（水利施設保全班）	P 11
12	基幹水利施設整備延長 農村整備課（水利施設保全班）	P 12
13	農業水利施設の機能診断実施施設数 農村整備課（水利施設保全班）	P 13
14	土地改良区数 農村振興課（指導班）	P 14
15	償還対策導入調整実施地区数 農村振興課（広域水利調整班）	P 15
16	農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数 農村振興課（広域水利調整班）	P 16

#### (施策4) 中山間地域等における農業振興と農村活性化

17	中山間地域等直接支払制度の取組面積 農村振興課（農村交流対策班）	P17
----	-------------------------------------	-----

#### (施策5) 快適な暮らしを守る生活環境の整備

18	農地等被害防止面積 農村整備課（防災対策班）	P18
19	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数 農村整備課（防災対策班）	P19
20	老朽ため池等の改修地区数 農村整備課（防災対策班）	P20
21	湛水被害を防止する排水機場の設置数 農村整備課（防災対策班）	P21
22	農村災害支援技術者の育成数 農村整備課（防災対策班）	P22
23	農業集落における下水道整備人口 農村整備課（農村環境整備班）	P23
24	基幹的農道整備延長 農村整備課（農村環境整備班）	P24

# 推進指標 1

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	水田整備面積	
指標管理課(班)	農村振興課（地域計画班）／農村整備課（ほ場整備班）	
初期値 (H21)	計画中間時 (H27)	目標 (H32)
71,620 ha	目標：74,500 ha 実績：74,654 ha	79,000 ha
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>米所である本県は、太平洋沿岸部から奥羽山脈のふもとにかけて広がる広大な平野を利用し、ササニシキ、ひとめぼれなどの稲作中心の水田農業が盛んです。</p> <p>経営体育成基盤整備事業等の事業は、狭くて形がバラバラな水田を大きな水田に整備するのに併せて、用水路、排水路や農道なども整備するほか、換地により、散らばった水田等をまとめたものにし、コンバインなど大きな機械の使用と、よりよい水管理を行えるようにします。また、地域の農業を将来的に支える担い手の育成と、これら担い手のもとへ農地を集めることにより、農作物の生産性が上がる効率のいい農業の実現を目標としています。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>地域農業を将来的に支える担い手へ農地集積を促進し、その経営基盤の強化を図るには、条件の悪い農地の整備を今後も推し進めていく必要があることから、水田整備面積を指標として設定しました。</p> <p>なお、現状では県財政が危機的な状況にあり、限られた財源で対応せざるを得ないことから、「次期・財政再建推進プログラム」により継続されるキャップ制に基づき推測される毎年▲5%の予算と事業管理計画から整備量を想定し、推進するものとします。</p> <p>(参考)</p> <p>一般的に整備する水田は、標準区画が30a、大区画が1ha以上とされていますが、標準区画を30aにすることで、田差が1m以上になり農地の保全上好ましくない区域や排水条件を悪化させる区域、中山間地域等の条件不利地域では20aでもよいことにしています。そのため、本県では20a以上に整備された水田を整備済み水田と定義しています。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値</p> <p>H21年度までに20a以上に整備した水田面積を初期値として設定します。</p> <p>(H21まで実績)</p> <p>水田整備面積＝71,620ha</p> <p>(参考)</p> <p>H21の宮城県の水田面積：110,466ha 水田整備率＝71,620ha÷110,466ha ＝64.8%</p> <p>H21の水田整備面積（単年）：671ha</p>	<p>●目標値</p> <p>通常事業および復興交付金事業等のほ場整備計画を基礎とし、900haを年間整備目標面積として設定しました。</p> <p>・H26（中間：H21実績の85%規模で推計） 水田整備面積＝71,620ha＋671ha×0.85×5ヶ年 ≒74,500ha ※（H26実績）74,654ha〔達成度101%〕</p> <p>(参考)</p> <p>・水田整備率(目標)＝74,500÷107,789＝69.1% ・水田整備率(実績)＝74,654÷110,277＝67.7%</p> <p>・H31（目標：H27目標に年900haで推計） 水田整備面積＝74,500ha＋900ha/年×5ヶ年 ≒79,000ha</p> <p>(参考)</p> <p>・水田整備率＝79,000÷105,320＝75%</p> <p>※水田整備率の分母は、各年度の宮城県の水田面積の見直し値である。</p>	

# 推進指標 2

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

<b>主要・目標指標</b>	大区画水田整備面積	
<b>指標管理課(班)</b>	農村振興課（地域計画班）／農村整備課（ほ場整備班）	
<b>初期値 (H21)</b>	<b>計画中間時 (H27)</b>	<b>目標 (H32)</b>
27,219 ha	目標：29,500 ha 実績：30,094 ha	34,000 ha
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>米所である本県は、太平洋沿岸部から奥羽山脈のふもとにかけて広がる広大な平野を利用し、ササニシキ、ひとめぼれなどの稲作中心の水田農業が盛んです。</p> <p>経営体育成基盤整備事業等の事業は、狭くて形がバラバラな水田を大きな水田に整備するのに併せて、用水路、排水路や農道なども整備するほか、換地により、散らばった水田等をまとめたものにし、コンバインなど大きな機械の使用と、よりよい水管理を行えるようにします。また、地域の農業を将来的に支える担い手の育成と、これら担い手のもとへ農地を集めることにより、農作物の生産性が上がる効率のいい農業の実現を目標としています。</p> <p>さらに、より労働生産性の高い優良農地とするには、利用する農地を面的にまとまった形に集積することが求められ、そのためには整備する水田を大区画にすることが効果的です。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>地域農業を将来的に支える担い手へ農地集積を促進し、その経営基盤の強化を図るには、条件の悪い農地の整備を今後も推し進めていく必要があることから、水田整備面積を指標の1つとして設定していますが、更なる労働生産性の高い優良農地の整備の指標として大区画水田整備面積を設定しました。</p> <p>大区画ほ場整備面積については、地元の意向・要望を取り入れ調整して策定している「営農計画」等に基づき計画されていますが、毎年度整備している大区画ほ場の整備面積の過去10年間のトレンドから算出するしました。</p> <p>（参考）</p> <p>一般的に整備する水田のうち、大区画は1ha以上とされていますが、耕区が50aであれば、簡易的な作業で畦畔を撤去でき、50a水田2枚で1haと考えることができるため、本県では50a以上に整備した水田を大区画水田と定義しています。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値</p> <p>H21年度までに50a以上の大区画に整備した水田面積を初期値として設定します。</p> <p>(H21まで実績)</p> <p>大区画水田整備面積＝27,219ha</p> <p>H21の宮城の水田面積：110,466ha 大区画水田整備率＝27,219÷110,466＝24.6%</p> <p>(参考)</p> <p>H12～H21の水田整備面積：13,098ha H12～H21の大区画水田整備面積：11,756ha 10年間のトレンド：11,756÷13,098＝89.7%</p>	<p>●目標値</p> <p>通常事業および復興交付金事業等のほ場整備計画を基礎とし、800haを年間整備目標面積として設定（大区画率を約90%として算出）。</p> <p>OH26（中間：H21実績に89.7%規模で推計） 大区画水田整備面積＝27,219ha＋(74,500－71,620)×89.7% ＝29,802ha 改め29,500ha ※（H26実績）30,094ha〔達成度102%〕</p> <p>OH31（目標年：H26実績に年800haで推計） 大区画水田整備面積＝30,000ha＋800ha/年×5ヶ年 ＝34,000ha</p> <p>(参考)</p> <p>H21までの水田整備面積（実績）：71,620ha H26 〃 (目標)：74,500ha H31 〃 (目標)：79,000ha</p>	

# 推進指標 3

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

<b>主要・目標指標</b>	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合		
<b>指標管理課(班)</b>	農村整備課（ほ場整備班）		
<b>初期値 (H21)</b>	<b>計画中間時 (H27)</b>	<b>目 標 (H32)</b>	
57%	目標：61% 実績：65%	68%	
<p><b>1 目標・指標の内容</b>                  水稻を中心とした土地利用型農業において、意欲と能力のある担い手経営体を育成するためには、整備された大区画ほ場での団地化、大型機械化体系による低コスト農業の展開等が必要です。そのためには担い手経営体の経営面積の増加（経営規模拡大）による経営基盤の強化を図らなければならないことから、整備済み耕地面積に占める担い手経営体の水田面積の割合で評価するものです。</p>			
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b>                  今までの実績から傾向の分析を行い目標値を設定すると共に、国が打ち出した経営所得安定対策等大綱による農業構造改革の推進を加味して設定します。本県にとっては水田農業の構造改革を図っていく新たな農業施策であり、国、県、市町村、JA、農家等各関係機関が各々の役割を果たしていく必要があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">整備済み水田における担い手経営体の経営面積割合                  =（整備済み水田における担い手経営体経営面積）÷（整備済み水田耕地面積）</p> <p>※整備済み水田とは、担い手育成基盤整備事業、経営体育成基盤整備事業で把握し算定                  なお、21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業及び低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業完了地区については、モデル的に取り組む地区について把握予定                  また、担い手経営体：経営所得安定対策要件の認定農業者および特定農業団体等</p>			
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>			
<p>●初期値                  H21時点で把握している、経営所得安定対策大綱の要件に合っている担い手経営体の面積から算出します。  <math display="block">\text{経営面積割合} = 9,741.2 / 17,232.9 * 100 \approx 57\%</math></p> <p>※参考(H21実績値より、農村整備課算定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期値の担い手経営体の要件は、4ha以上の認定農業者及び20ha以上の農業法人で算定。</li> <li>・現在数値把握可能な、担い手及び経営体育成基盤整備地区で、H16以降完了地区98地区で算定。</li> <li>・地区水田面積 17,232.9 ha</li> <li>・経営所得安定要件である経営体の面積 9,741.2 ha</li> </ul>	<p>●目標値                  事業実施地区及び予定されている新規地区を考慮し算定し、目標値として設定しました。                  （基盤整備関連経営体育成等促進計画の農用地流動化計画による集積面積と現在までの実績、事業工期の延伸から推計して算出）</p> <p>■H26（中間年）  <math display="block">\text{経営面積割合} = 12,600 / 20,405 * 100 \approx 61\%</math>                  （参考）分子＝担い手経営面積（ha）                  分母＝事業地区農地面積（ha）                  ※（H26実績）65%</p> <p>■H31（目標年）  <math display="block">\text{経営面積割合} = 13,120 / 20,405 * 100 \approx 64\%</math>                  （見直し）H26実績を基に上方修正（+4%）                  H31（目標年）：<u>68%</u></p>		

# 推進指標 4

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	担い手育成数	
指標管理課(班)	農村振興課（地域計画班）／農村整備課（ほ場整備班）	
初期値 (H21)	計画中間時 (H27)	目標 (H32)
750経営体	目標：1,300経営体 実績：1,388経営体	1,400経営体
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>水稻を中心とした地域の農業を継続的に行うためには、それを将来的に支える意欲と能力のある担い手経営体を育成することが望まれます。そのためには、整備された農地での団地化、大型機械化体系による低コスト農業の展開等により、担い手経営体の農業経営基盤の強化を図ることが必要です。</p> <p>担い手育成基盤整備事業、経営体育成基盤整備事業等の事業では、労働生産性の高い優良農地を整備し、担い手経営体への農地集積を促進することで、担い手経営体を育成と地域農業の活性化を促しています。</p> <p>従って、事業による地域農業の活性化の指標として、育成された担い手経営体の総数を設定しました。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>経営体育成基盤整備事業等の実施にあたっては、実施地区のある市町村により基盤整備関連経営体育成等促進計画等が策定され、事業により育成される認定農業者等の担い手経営体やそれらに集積すべき農地面積が定められています。</p> <p>そこで、事業により計画された担い手経営体の育成状況（育成数）を指標の1つとし、指標設定については、現在把握できる平成5年以降採択の担い手育成基盤整備事業、経営体育成基盤整備事業等の事業が完了した地区で育成された事業要件を満たす担い手経営体の総数とします。</p> <p>※過去に完了している低コスト水田大区画ほ場整備事業（21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業を含む）等については、現在の担い手数の把握が困難なため、担い手総数から除外する。</p> <p>※対象地区のうち、基盤整備事業後のソフト事業が完了し、担い手数の調査・把握が困難な地区は固定値とする。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値</p> <p>平成21年度までに完了した経営体育成基盤整備事業等の実施地区77地区で、育成された事業の要件を満たす担い手の総数を初期値とします。</p> <p>(H21)</p> <p>担い手数＝750経営体 (完了地区数)</p> <p>担い手育成基盤整備事業：72地区 経営体育成基盤整備事業：4地区 土地改良総合整備事業：1地区 合計 77地区</p> <p>(参考)</p> <p>旧事業（21世紀型）26地区で把握している、457経営体を含めるとH21の担い手数は、以下のとおりである。</p> <p>担い手数＝457＋750＝1,207経営体</p>	<p>●目標値</p> <p>事業実施地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画等による担い手経営体数から、事業完了年度の担い手の総数を算定し、目標値として設定しました。</p> <p>H26（中間年） 1,300経営体 (完了地区数：123地区)</p> <p>※(H26実績) 1,388経営体〔達成度101%〕</p> <p>H31（目標年） 1,400経営体 (完了地区数：133地区)</p> <p>(参考)</p> <p>(H22～H26)</p> <p>担い手数：550経営体（完了地区数：46地区）</p> <p>(H27～H31)</p> <p>担い手数：100経営体（完了地区数：10地区）</p>	



# 推進指標 5

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	農村の地域資源の保全活動を行った面積		
指標管理課(班)	農村振興課（農村交流対策班）		
初期値 (H26)	計画中間時 (H27)	目 標 (H32)	
64,079 ha	64,079 ha	85,000 ha	
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>安定的な農業生産活動を支えている農業水利施設の維持・保全活動などを行う集落機能は、昔から集落内の暗黙の約束事として引き継がれてきたものであるが、近年農村地域の過疎化、高齢化、混住化、農家数の減少等により、その集落機能の低下が懸念されている。</p> <p>こうした状況の中、平成19年度に農地・水・環境保全向上対策が制度化され、従来からの集落の暗黙の約束事を「協定」という形で明文化し、農地や農業用水等の持続的な維持・保全活動を協定に基づく交付金によって、支援・誘導する仕組みができあがった。</p> <p>今後は、平成27年度に法制化された日本型直接支払制度のうち、保全活動にあたる多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の協定面積を指標とする。</p>			
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>日本型直接支払制度のうち、保全活動にあたる①多面的機能支払交付金と②中山間地域等直接支払交付金の協定面積を指標とする。(ただし、重複面積を除く。)</p> <p>※基本計画の中間見直しから設定したため、初期値はH26実績とする。</p>			
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>			
<p>●初期値(H26)</p> <p>(H26実績)</p> <p>①多面的機能支払交付金の協定面積 : 61,979 ha</p> <p>②中山間地域等直接支払交付金の協定面積 : 2,100 ha</p> <p>③うち重複面積 : 0 ha</p> <p>保全活動の取組面積 <math>\Sigma</math> (①~③) = 64,079 ha</p>		<p>●目標値(H32)</p> <p>(H32目標)</p> <p>①多面的機能支払交付金の協定面積 : 84,000 ha</p> <p>②中山間地域等直接支払交付金の協定面積 : 2,200 ha</p> <p>③うち重複面積 : 1,200 ha</p> <p>保全活動の取組面積 <math>\Sigma</math> (①~③) = 85,000 ha</p>	

# 推進指標 6

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

<b>主要・目標指標</b>	環境配慮対策実施地区数																																																				
<b>指標管理課(班)</b>	農村振興課（地域計画班）																																																				
<b>初期値 (H22)</b>	<b>計画中間時 (H27)</b>	<b>目 標 (H32)</b>																																																			
55地区	目標：115地区 実績：93地区	149地区																																																			
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>平成13年の土地改良法の改正に伴い、環境との調和に配慮した整備が、農業農村整備事業を実施する際の原則として位置づけられたことから、現在、全ての事業実施地区及び新規事業地区において、環境との調和に配慮した整備が実施されている。</p> <p>このことから、整備指標については、農業農村整備事業の面的及び線の事業の完了地区数とする。(etc ほ場整備事業、かんがい排水事業、湛水防除、広域農道、農免農道。)</p> <p>※ 事業実施地区では、環境に配慮した箇所数が全て一律でないことから、事業完了(年度)地区を基準とし、環境に配慮した地区数(累積)を指標とする。</p>																																																					
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>宮城県農業農村整備事業等実施要綱に基づき、毎年度策定する事業継続中の実施地区及び新規事業地区等が分かる農業農村整備事業等管理計画より、地区数の把握を行う。</p>																																																					
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>																																																					
<p>●初期値</p> <p>農業農村整備事業における環境との調和への配慮取り組み状況の平成14年度から平成22年度までの累積地区数を基礎としている。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>H14年度</td><td>—地区</td></tr> <tr><td>H15年度</td><td>—地区</td></tr> <tr><td>H16年度</td><td>5地区</td></tr> <tr><td>H17年度</td><td>5地区</td></tr> <tr><td>H18年度</td><td>9地区</td></tr> <tr><td>H19年度</td><td>6地区</td></tr> <tr><td>H20年度</td><td>6地区</td></tr> <tr><td>H21年度</td><td>11地区</td></tr> <tr><td>H22年度</td><td>13地区</td></tr> </table> <p>H14年度～H22年度の累積地区数55地区</p>		H14年度	—地区	H15年度	—地区	H16年度	5地区	H17年度	5地区	H18年度	9地区	H19年度	6地区	H20年度	6地区	H21年度	11地区	H22年度	13地区	<p>●目標値</p> <p>・計画中間時(H27)</p> <p>農業農村整備事業等事業管理計画を基に、平成22～27年度における農業農村整備事業の面的及び線の事業の完了予定地区数(累積)をピックアップし設定している。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>H23年度</td><td>16地区</td><td>H24年度</td><td>24地区</td></tr> <tr><td>H25年度</td><td>7地区</td><td>H26年度</td><td>6地区</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>7地区</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>H14年度～H27年度の累積地区数<u>115地区</u></p> <p>・目標(H32)</p> <p>農業農村整備事業等事業管理計画を基に、平成23～32年度における農業農村整備事業の面的及び線の事業の完了予定地区数(累積)をピックアップし設定している。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>H23年度</td><td>16地区</td><td>H24年度</td><td>24地区</td></tr> <tr><td>H25年度</td><td>7地区</td><td>H26年度</td><td>6地区</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>7地区</td><td>H28年度</td><td>10地区</td></tr> <tr><td>H29年度</td><td>1地区</td><td>H30年度</td><td>2地区</td></tr> <tr><td>H31年度</td><td>8地区</td><td>H32年度</td><td>13地区</td></tr> </table> <p>H14年度～H32年度の累積地区数<u>149地区</u></p>		H23年度	16地区	H24年度	24地区	H25年度	7地区	H26年度	6地区	H27年度	7地区			H23年度	16地区	H24年度	24地区	H25年度	7地区	H26年度	6地区	H27年度	7地区	H28年度	10地区	H29年度	1地区	H30年度	2地区	H31年度	8地区	H32年度	13地区
H14年度	—地区																																																				
H15年度	—地区																																																				
H16年度	5地区																																																				
H17年度	5地区																																																				
H18年度	9地区																																																				
H19年度	6地区																																																				
H20年度	6地区																																																				
H21年度	11地区																																																				
H22年度	13地区																																																				
H23年度	16地区	H24年度	24地区																																																		
H25年度	7地区	H26年度	6地区																																																		
H27年度	7地区																																																				
H23年度	16地区	H24年度	24地区																																																		
H25年度	7地区	H26年度	6地区																																																		
H27年度	7地区	H28年度	10地区																																																		
H29年度	1地区	H30年度	2地区																																																		
H31年度	8地区	H32年度	13地区																																																		

# 推進指標 7

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口																			
指標管理課(班)	農村振興課（農村交流対策班）																			
初期値 (H21)	計画中間時 (H27)	目標 (H32)																		
901万人	目標1,100万人 実績1,279万人	1,600万人																		
<p><b>1 目標・指標の内容</b> 都市と農村の共生・対流を通じた農村活性化の展開を図る成果指標として、グリーン・ツーリズムなどの促進を定量的に表すため、都市と農山漁村の交流に係る主要な拠点施設（農林漁家民宿、民泊登録農林漁家、ワーキングホリデー受入農林漁家、農林漁家レストラン、農産物直売所、公設宿泊施設）の利用者数を指標とする。</p>																				
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b> 定住人口の期待ができない農山漁村においては、都市住民を対象とする交流人口の増加が地域活性化のキーワードになっており、自然環境、食材、伝統文化等を活かした交流活動の促進を図るグリーン・ツーリズムが脚光を浴びている。 そのことから、グリーン・ツーリズムの促進を定量的に表す方法として、都市と農山漁村の交流人口の増加を掲げ、主要な交流拠点施設（農林漁家民宿、民泊登録農林漁家、ワーキングホリデー受入農家、農林漁家レストラン、農産物直売所、公設宿泊施設）の利用人口を目標指標とする。 なお、本成果指標は、子ども農山漁村交流プロジェクト等の新たな顧客ニーズへの対応も考慮しており、教育機関等と連携した交流機会を提供、法制度面の整備（規制緩和等）、実践者及び地域ツーリズム組織等の育成、農林漁家民宿等の起業支援等を行い、利用者数の増加を目指していくこととする。</p>																				
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>																				
<p>●初期値(H21) 主要な交流拠点施設（①農林漁家民宿、②民泊登録農林漁家、③ワーキングホリデー受入農林漁家、④農林漁家レストラン、⑤農産物直売所、⑥公設宿泊施設）利用者数の最新の実績値である平成21年度を初期値とする。</p> <p>①農林漁家民宿利用者数：4,541人 ②民泊登録農林漁家利用者数：1,415人 ③ワーキングホリデー受入農林漁家利用者数：5人 ④農林漁家レストラン：319,653人 ⑤農産物直売所利用者数：8,508,337人 ⑥公設宿泊施設利用者数：181,444人</p> <p>計 9,015,395人</p> <p>改め 901万人</p>	<p>●目標値(H27, H32) 基本的に、各種施設項目毎のH17～H21の利用者数実績からの伸び率を算出し、初期値(H21)に伸び率を乗じて算定する。 なお、H27目標については、H26実績を基に増加数を上方修正して算定する。</p> <p>○H27（中間：伸び率により算出）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>伸び率</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 100.0%</td> <td>4,541人</td> </tr> <tr> <td>② 206.2%</td> <td>25,583人</td> </tr> <tr> <td>③ 5人/年</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>④ 2ヶ所/年</td> <td>347,461人</td> </tr> <tr> <td>⑤ 102.2%</td> <td>9,695,049人</td> </tr> <tr> <td>⑥ 100.0%</td> <td>181,444人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,254,113人</td> </tr> <tr> <td>改め</td> <td>1,100万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○H32（目標：H26実績から伸び率により算出） 1,279万人+66万人/年×5ヶ年 =1,609万人 改め 1,600万人</p>		伸び率	H27	① 100.0%	4,541人	② 206.2%	25,583人	③ 5人/年	35人	④ 2ヶ所/年	347,461人	⑤ 102.2%	9,695,049人	⑥ 100.0%	181,444人	計	10,254,113人	改め	1,100万人
伸び率	H27																			
① 100.0%	4,541人																			
② 206.2%	25,583人																			
③ 5人/年	35人																			
④ 2ヶ所/年	347,461人																			
⑤ 102.2%	9,695,049人																			
⑥ 100.0%	181,444人																			
計	10,254,113人																			
改め	1,100万人																			

# 推進指標 8

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	主要な都市農山漁村交流拠点施設数																																		
指標管理課(班)	農村振興課（農村交流対策班）																																		
初期値 (H21)	計画中間時 (H27)	目 標 (H32)																																	
684ヶ所	目標：696ヶ所 実績：562ヶ所	706ヶ所																																	
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>都市と農村の共生・対流を通じた農村活性化の展開を図る成果指標として、グリーン・ツーリズムの促進を定量的に表すため、都市と農山漁村の交流に係る主要な拠点施設（農林漁家民宿、民泊登録農林漁家、ワーキングホリデー受入農林漁家、農林漁家レストラン、農産物直売所、公設宿泊施設）の施設数を指標とする。</p>																																			
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>定住人口の期待ができない農山漁村においては、都市住民を対象とする交流人口の増加が地域活性化のキーワードになっており、自然環境、食材、伝統文化等を活かした交流活動の促進を図るグリーン・ツーリズムが脚光を浴びている。</p> <p>そのことから、グリーン・ツーリズムの促進を定量的に表す方法として、都市と農山漁村の交流人口の増加を掲げ、主要な交流拠点施設（農林漁家民宿、民泊登録農林漁家、ワーキングホリデー受入農家、農林漁家レストラン、農産物直売所、公設宿泊施設）の施設数を目標指標とする。</p> <p>なお、本成果指標は、子ども農山漁村交流プロジェクト等の新たな顧客ニーズへの対応も考慮しており、教育機関等と連携した交流機会を提供、法制度面の整備（規制緩和等）、実践者及び地域ツーリズム組織等の育成、農林漁家民宿等の起業支援等を行い、利用者数の増加を目指していくこととする。</p>																																			
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>																																			
<p>●初期値</p> <p>主要な交流拠点施設（①農林漁家民宿、②民泊登録農林漁家、③ワーキングホリデー受入農林漁家、④農林漁家レストラン、⑤農産物直売所、⑥公設宿泊施設）施設数の最新の実績値である平成21年度を初期値とする。</p> <p>①農林漁家民宿数：6ヶ所 ②民泊登録農林漁家数：403ヶ所 ③ワーキングホリデー受入農林漁家数：3ヶ所 ④農林漁家レストラン数：42ヶ所 ⑤農産物直売所数：197ヶ所 ⑥公設宿泊施設数：33ヶ所</p> <p>計 684ヶ所</p>	<p>●目標値</p> <p>基本的に、初期値（H21）に年間増加施設数を加算して算定する。目標とする施設数は、①、③については各圏域毎に2箇所、②、④、⑤、⑥は現状維持を目標とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間増加数</th> <th>H27</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1ヶ所</td> <td>12ヶ所</td> <td>17ヶ所</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>0ヶ所</td> <td>403ヶ所</td> <td>403ヶ所</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1ヶ所</td> <td>9ヶ所</td> <td>14ヶ所</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>0ヶ所</td> <td>42ヶ所</td> <td>42ヶ所</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>0ヶ所</td> <td>197ヶ所</td> <td>197ヶ所</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>0ヶ所</td> <td>33ヶ所</td> <td>33ヶ所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26ヶ所</td> <td>696ヶ所</td> <td>706ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>		年間増加数	H27	H32	①	1ヶ所	12ヶ所	17ヶ所	②	0ヶ所	403ヶ所	403ヶ所	③	1ヶ所	9ヶ所	14ヶ所	④	0ヶ所	42ヶ所	42ヶ所	⑤	0ヶ所	197ヶ所	197ヶ所	⑥	0ヶ所	33ヶ所	33ヶ所	計	26ヶ所	696ヶ所	706ヶ所		
	年間増加数	H27	H32																																
①	1ヶ所	12ヶ所	17ヶ所																																
②	0ヶ所	403ヶ所	403ヶ所																																
③	1ヶ所	9ヶ所	14ヶ所																																
④	0ヶ所	42ヶ所	42ヶ所																																
⑤	0ヶ所	197ヶ所	197ヶ所																																
⑥	0ヶ所	33ヶ所	33ヶ所																																
計	26ヶ所	696ヶ所	706ヶ所																																

# 推進指標 9

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

<b>主要・目標指標</b>	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数																								
<b>指標管理課(班)</b>	農村振興課（企画調整班）																								
<b>初期値 (H21)</b>	<b>計画中間時 (H27)</b>	<b>目 標 (H32)</b>																							
20,055人	目標：36,000人 実績：36,293人	65,000人																							
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>農村地域の過疎化や混住化，若年層の新規就農者が依然少なく，農業従事者の高齢化等に歯止めがかからない中，地域活動の減少による集落機能（コミュニティー）は未だ低下傾向にあり，農村が持つ地域資源の保全が困難な状況が続いている。また，農村地域においても自然豊かな環境が減少し，子ども達が自然や友達，家族，地域とふれあう機会も減っており，農村地域が活性化していくためには，県民（地域住民）に農業・農村の魅力を再認識してもらう必要がある。</p> <p>宮城の将来ビジョンにおいては，県民やNPO等多様な主体との連携による自然環境の保全に関する取組や体験学習が実践され，水田や里地里山等が単なる生産の場の外に，自然とふれあう場として活用されている姿を目指すため，地域での情報の共有化に向けた体制整備，意識の醸成を図ることとしている。さらに，地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動の展開を図るには，県民（地域住民）や子ども達を含めた学校関係者，農業関係者など多くの人々に協働活動に参加してもらうことが重要であり，より多くの人々が，農村環境保全等の協働活動に参加してくれるよう，支援を行っていくこととする。</p>																									
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>「情報の共有化に向けた体制整備」としては，土地改良区や地元農業者等とともに，非予算的手法により実施する「水土里（みどり）の路ウォーキング」に関するウォーキングマップ作成などを通じて，情報の共有化に向けた体制整備を支援する。</p> <p>〈水土里（みどり）の路ウォーキング支援活動〉なウォーキングマップの作成 etc...</p> <p>「意識の醸成」としては，土地改良区や地元農業者等とともに，非予算的手法により実施する下記取組等を活用し，県民（地域住民）に農業・農村の魅力を再認識してもらい意識の醸成を図る。〈みやぎの田園環境教育支援活動〉県職員講師の派遣 etc...</p> <p>◆「水土里（みどり）の親子移動教室」，◆「田んぼの生きもの調査」，◆「田んぼの学校」</p> <p>「人材及び組織の育成」としては，上記の活動を通じて，地元協力者や「生きもの観察会」，「体験学習会」，「農業水利施設学習会」等に独自に取り組んでいるNPO等を核とした協働組織の育成及び体制整備活動の支援を行う。人材の掘起しや育成を支援 etc...</p> <p>目標指標値は，より多くの県民（地域住民）に農業・農村の魅力を再認識してもらい，意識の醸成を図り，地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加してもらう必要があることから，事業期間内に，地域で実施した農村環境保全等の協働活動に資する取組みに参加した人々の累積総数とする。（H21：5,108人）</p>																									
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>																									
<p>●初期値</p> <p>現況人数は，みやぎ農業農村整備基本計画の改定を行った平成18年度から調査を開始しているため，平成18～21年度の累積人数を基礎としている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">H18</td><td>5,021人</td></tr> <tr><td>H19</td><td>5,134人</td></tr> <tr><td>H20</td><td>4,792人</td></tr> <tr><td>H21</td><td>5,108人</td></tr> <tr><td colspan="2">（合計） 20,055人</td></tr> </table>	H18	5,021人	H19	5,134人	H20	4,792人	H21	5,108人	（合計） 20,055人		<p>●目標値</p> <p>震災の影響で増加が鈍化したため，震災後の傾向により増加数を修正し，H26実績を基に算出し設定している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">・H26実績</td><td>36,293人 ≒ 36,000人</td></tr> <tr><td>・H27（中間）</td><td>39,000人（+3,000人）</td></tr> <tr><td>・H28</td><td>43,000人（+4,000人）</td></tr> <tr><td>・H29</td><td>48,000人（+5,000人）</td></tr> <tr><td>・H30</td><td>53,000人（+5,000人）</td></tr> <tr><td>・H31</td><td>59,000人（+6,000人）</td></tr> <tr><td>・H32（目標）</td><td>65,000人（+6,000人）</td></tr> </table>	・H26実績	36,293人 ≒ 36,000人	・H27（中間）	39,000人（+3,000人）	・H28	43,000人（+4,000人）	・H29	48,000人（+5,000人）	・H30	53,000人（+5,000人）	・H31	59,000人（+6,000人）	・H32（目標）	65,000人（+6,000人）
H18	5,021人																								
H19	5,134人																								
H20	4,792人																								
H21	5,108人																								
（合計） 20,055人																									
・H26実績	36,293人 ≒ 36,000人																								
・H27（中間）	39,000人（+3,000人）																								
・H28	43,000人（+4,000人）																								
・H29	48,000人（+5,000人）																								
・H30	53,000人（+5,000人）																								
・H31	59,000人（+6,000人）																								
・H32（目標）	65,000人（+6,000人）																								

# 推進指標 10

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数		
指標管理課(班)	農村整備課（水利施設保全班）		
初期値 (H21)	計画中間時 (H27)	目 標 (H32)	
—	目標：100施設 実績：85施設	220施設	
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>農業水利施設が持続的に機能を発揮していくためには、適時適切な機能診断や整備補修等の対応が不可欠となります。県内の農業水利施設の6割以上が標準耐用年数を超過しており、今後も老朽化施設は増加していく傾向にあり対策費用の増大が懸念されます。このことから、施設機能を適正に維持していくためには、効率的な整備補修により長寿命化を図り機能保全コストの抑制に努める必要があります。</p> <p>県内の農業水利施設は概ね4千施設に及びますが、そのなかでも機能障害によって大きな被害が想定される施設が用排水機場であり、その数は概ね2千施設に及びます。これら影響度合いの大きな用排水機場の機能状態を把握することで農業水利施設全般の機能状態を捉えることが可能と考えられます。また、用排水機場の約半分が受益面積100ha以上の基幹的な施設であり支配面積は概ね県内の全水田面積をカバーするものです。これらの施設は、現在、適正に機能が発揮されていますが今後10年間で機能維持対策を行わなければ機能低下や機能停止が懸念される施設が存在します。このことから、今後10年間で対策が必要な受益面積100ha以上の基幹的な用排水機場を対象に農業農村整備事業で対策を実施する施設数をもって整備指標とします。</p>			
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>受益面積100ha以上の用排水機場を基幹的な農業水利施設として捉え、これら施設に対して機能診断を実施し、その結果から今後10年間で対策が必要とされた施設を対象に農業農村整備事業を計画的に導入し対策を図ります。</p> <p>機能維持対策は、主に基幹水利施設ストックマネジメント事業及び土地改良施設維持管理適正化事業で取り組み、用排水機場の対策工事が完了した施設数をもって整備指標とします。</p>			
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>			
<p>●初期値</p> <p>対策事業の大半を占める基幹水利施設ストックマネジメント事業については平成19年度に創設され、宮城県で本事業により新たに事業着手したのは平成21年度からであることから、当該年度を基準年としゼロからのスタートとした。</p>	<p>●目標値</p> <p>受益面積100ha以上の基幹的な用排水機場を対象として、平成22年度から平成32年度までの11年間で機能維持対策工事が完了した施設数とします。</p> <p>機能維持対策施設数 100施設（中間）</p> <p>機能維持対策施設数 220施設（目標）</p>		

# 推進指標 1 1

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が持続される農地面積		
指標管理課(班)	農村整備課（水利施設保全班）		
初期値 (H21)	計画中間時 (H27)	目 標 (H32)	
—	目標：22,000ha 実績：40,430ha	70,000ha	
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>農業水利施設が持続的に機能を発揮していくためには、適時適切な機能診断や整備補修等の対応が不可欠となります。県内の農業水利施設の6割以上が標準耐用年数を超過しており、今後も老朽化施設は増加していく傾向にあり対策費用の増大が懸念されます。このことから、施設機能を適正に維持していくためには、効率的な整備補修により長寿命化を図り機能保全コストの抑制に努める必要があります。</p> <p>県内の農業水利施設は概ね4千施設に及びますが、そのなかでも機能障害によって大きな被害が想定される施設が用排水機場であり、その数は概ね2千施設に及びます。これら影響度合いの大きな用排水機場の機能状態を把握することで農業水利施設全般の機能状態を捉えることが可能と考えられます。また、受益面積100ha以上の基幹的な用排水機場の総受益面積は、概ね県内の全水田面積をカバーするものです。これらの施設は、現在、適正に機能が発揮されていますが今後10年間で機能維持対策を行わなければ機能低下や機能停止が懸念される施設が存在します。このことから、今後10年間で対策が必要な受益面積100ha以上の基幹的な用排水機場を対象に農業農村整備事業で対策を実施した施設の受益面積の累計をもって成果指標とします。</p>			
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>受益面積100ha以上の用排水機場を基幹的な農業水利施設として捉え、これら施設に対して機能診断を実施し、その結果から今後10年間で対策が必要とされた施設を対象に農業農村整備事業を計画的に導入し対策を図ります。</p> <p>機能維持対策は、主に基幹水利施設ストックマネジメント事業及び土地改良施設維持管理適正化事業で取り組み、用排水機場の保全対策工事が完了した施設の受益面積の累計をもって成果指標とします。</p>			
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>			
<p>●初期値</p> <p>対策事業の大半を占める基幹水利施設ストックマネジメント事業については平成19年度に創設され、宮城県で本事業により新たに事業着手したのは平成21年度からであることから、当該年度を基準年としゼロからのスタートとした。</p>	<p>●目標値</p> <p>受益面積100ha以上の基幹的な用排水機場を対象として、平成22年度から平成32年度までの11年間で実施した機能維持対策を実施した施設の受益面積の累計とします。</p> <p>対策を行った施設の受益面積 22,000ha（中間）</p> <p>対策を行った施設の受益面積 70,000ha（目標）</p>		

# 推進指標 1 2

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	基幹的な農業水利施設の整備延長		
指標管理課(班)	農村振興課（地域計画班）／農村整備課（水利施設保全班）		
初期値 (H22)	計画中間時 (H27)	目 標 (H32)	
80 km	目標：92 km 実績：85 km	115 km	
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>「食料供給力強化に資する基盤整備の推進」を図るには、農業生産の基礎となる農業用水の確保、適期・適量供給（水利用の安定化、合理化等）及び農業排水の改良を目的とした基幹的農業水利施設の整備（新設・更新・補修）を行うことが必要であり、このことにより農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮も図られます。基幹的農業水利施設には、用水施設としてダム、頭首工、用水路、用水機場等があり、排水施設として排水路、排水機場、排水樋門等があります。これら施設の整備は、国営かんがい排水事業、県営かんがい排水事業等により実施され、国営事業は受益面積が500ha以上、県営事業は受益面積が100ha以上の規模のものを対象とし基幹的農業水利施設として位置づけされます。このことから、今後10年間における受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の整備量（水路の整備延長）をもって食料供給力強化及び維持に資する基盤整備の進捗を評価するものです。</p>			
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>基幹的農業水利施設のうち、用水施設は一般的に上流施設（ダム、頭首工等）から整備を開始し末端（下流）施設である用水路の整備をもって完了となります。また、排水施設は下流施設（排水機場等）から整備を開始し末端（上流）施設である排水路の整備をもって完了となります。</p> <p>かんがい排水事業には、用水施設のみを整備するケース、排水施設のみを整備するケース及び用水・排水の両施設を整備するケースがありますが、いずれのケースにおいても水路整備が行われ、末端水路が整備されて完全に効用が発揮されることとなります。このことから、整備指標としては、水路整備量（延長）を管理することが適当と判断され、今後10年間における受益面積100ha以上の用排水路の整備延長を指標として設定するものです。</p>			
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>			
<p>●初期値</p> <p>国営かんがい排水事業及び県営かんがい排水事業等により、平成21年度までに整備された、受益面積100ha以上の基幹的用排水路の延長とします。</p> <p>初期値（平成22年度現在） L = 80km</p>		<p>●目標値</p> <p>国営かんがい排水事業及び県営かんがい排水事業等により、今後10年間で整備を必要とする受益面積100ha以上の基幹的用排水路の延長を初期値に加算し目標値とします。</p> <p>平成27年度目標値 L = 92km</p> <p>平成32年度目標値 L = 115km</p>	



# 推進指標 1 3

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	農業水利施設の機能診断実施施設数		
指標管理課(班)	農村整備課（水利施設保全班）		
初期値 (H21)	計画中間時 (H27)	目 標 (H32)	
323施設	目標：620施設 実績：566施設	820施設	
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>農業水利施設が持続的に機能を発揮していくためには、適時適切な機能診断や整備補修等の対応が不可欠となります。県内の農業水利施設の6割以上が標準耐用年数を超過しており、今後も老朽化施設は増加していく傾向にあり対策費用の増大が懸念されます。このことから、施設機能を適正に維持していくためには、効率的な整備補修により長寿命化を図り機能保全コストの抑制に努める必要があります。</p> <p>効率的な整備補修を行うためには、農業水利施設の全てを対象として機能診断を行い劣化状況を把握することが求められますが、膨大な施設数を短期間で一斉に診断することは非常に困難です。そこで不測の事態に陥った場合に被害が甚大と想定される施設の診断を優先的に行うこととします。</p> <p>具体的には、県内の農業水利施設（概ね4千施設）のうち標準耐用年数を超過したした施設は、2千5百施設ほどありますが、その中から機能停止した場合の影響度合いが大きい受益面積20ha以上の施設（820施設）について、県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会で組織する「農業水利施設ストックマネジメント推進会議」により一次機能診断（簡易診断）を行い、施設の健全度の評価と機能保全対策の検討を行い、これに基づいて随時対策工事に移行します。</p> <p>以上のことから、機能診断実施施設数をもってストックマネジメントの推進成果の進捗を評価するものです。</p>			
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>県、市町村、土地改良区等が造成した受益面積20ha以上の農業水利施設で、標準耐用年数を超過した施設は820施設あります。この施設の機能診断は、平成21年度までに323施設で行っており、残りの497施設を目標年である平成32年度までに全て完了し、整備補修の必要な施設については、随時対策工事に着手していくこととしていることから、今後10年間における農業水利施設の機能診断実施施設数を指標として設定するものです。</p>			
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>			
<p>●初期値</p> <p>受益面積20ha以上の農業水利施設で、標準耐用年数を超過した施設は、820施設（県営造成施設：302施設、団体営造成施設：518施設）存在します。そのうち、平成21年度までに診断を終えた施設が323施設となっている。</p> <p>323施設（初期値）</p> <p>（上記の対象施設に国営造成施設は含まない）</p>		<p>●目標値</p> <p>受益面積20ha以上の農業水利施設で、標準耐用年数を超過した施設である820施設のうち、平成21年度末時点で未了の施設は497施設であり、この施設を平成22年度から平成31年度までの10年間で診断することとします。</p> <p><math>497 \div 10 \approx 50</math>施設（年間）</p> <p>機能診断を実施した施設数 620施設（中間） 820施設（目標）</p> <p>（平成32年度は予備年）</p>	

# 推進指標 1 4

「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	土地改良区数	
指標管理課(班)	農村振興課(指導班)	
初期値 (H22)	計画中間時 (H27)	目標 (H32)
56土地改良区	目標：41土地改良区 実績：53土地改良区	40土地改良区
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>土地改良施設を適切に維持管理していくためには、その主体である土地改良区の組織運営基盤が強固である必要がある。また、組合員の減少や未収賦課金の増加など土地改良区の運営は厳しさを増しており、一層の業務運営の効率化が求められている。</p> <p>よって、施設の維持管理体制を充実させるため、合併により組織運営基盤の強化を図る必要がある、その指標として土地改良区数を用いるもの。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>現在合併計画のある地区（第4次統合整備基本計画で合併計画がありながら合併に至っていない地区と、国営造成ダム管理の関係で合併予定の大崎地区）が予定どおり合併した場合の数値とした。</p> <p>（H27年度以降の計画はないためH32年度も同値）</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値</p> <p>平成22年度末の土地改良区数：56</p>	<p>●目標値</p> <p>現在合併計画のある地区が予定どおり合併した場合の数値とした。</p> <p>（H27年度以降の計画はないためH32年度も同値）</p> <p>圏域別目標</p> <p>大河原 9→ 8</p> <p>仙台 13→11</p> <p>北部 18→ 8</p> <p>東部 15→12</p> <p>南三陸 1→ 1</p>	

# 推進指標 15

「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	償還対策導入調整実施地区数	
指標管理課(班)	農村振興課（ <u>広域水利調整班</u> ／指導班）	
初期値 (H22)	計画中間時 (H27)	目標 (H32)
8地区	目標：9地区 実績：8地区	9地区
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>国営土地改良事業の農家負担金について、法で定められた償還方法では金利負担が大きい（金利5％）ため、関係土地改良区、県土地改良事業団体連合会と連携して、金融機関の低利資金への借換等を支援することにより、国への繰上償還を推進し、農家負担の軽減を図る。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>償還対策計画の9地区のうち、H21年度までに繰上償還した6地区（角田地区・亘理山元地区・山元地区・大崎西部地区・迫川上流2期地区・江合川地区）に続き、H22年度には2地区で繰上償還を実施する。          なお、繰上償還の導入に向けた調整については、H25年度に1地区行う。          （繰上償還）・鳴瀬川1期地区(予定軽減額：348百万円)                            ・鳴瀬川2期地区(予定軽減額：966百万円)          （導入調整）・中津山地区</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値</p> <p>繰上償還            ○H21まで：6地区            （角田地区・亘理山元地区・山元地区・大崎西部地区・迫川上流2期地区・江合川地区）            ○H22：2地区            （鳴瀬川1期地区・鳴瀬川2期地区）            （合計） 8地区</p>	<p>●目標値</p> <p>○H25年度に1地区（中津山地区）            （合計） 9地区</p>	

# 推進指標 16

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	農業用水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数		
指標管理課(班)	農村振興課（広域水利調整班）		
初期値 (H22)	計画中間時 (H27)	目 標 (H32)	
実績：1ヶ所	実績：3ヶ所	5ヶ所	
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>東北地方太平洋沖地震の津波による原発事故の発生を受け、再生可能エネルギーが社会的に大きな注目を集める中、宮城県震災復興計画では、復興のポイントの1つとして「再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成」を掲げ、まちづくりや産業振興へ再生可能エネルギーの活用を図っていくこととしている。</p> <p>農業・農村地域が有する地域資源を暮らしに取り入れていくことは、地域の持続的な発展のために必要であり、災害時にも利用できる自立・分散型エネルギーシステムの構築にもつながることから、農業用水利施設の有する水力エネルギーを活用した小水力発電や太陽光発電など、農村地域の特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進することが求められている。</p> <p>このため、本県では、国の政策を踏まえ、平成25年3月に「宮城県農業用水利施設小水力等発電推進協議会」を設置し、市町村、土地改良区への情報提供や普及啓発を行うこととした。また、県内の農業用水利施設を活用した発電施設の導入促進を図るため、国の補助事業を活用し、平成26年度までに小水力発電52地点で調査を実施し、県内の小水力発電施設の可能性の把握を行った。</p>			
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>本県では、震災を契機としたエネルギー政策を巡る社会情勢の大きな変化を踏まえ、平成26年3月に「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下、再エネ等基本計画という。）」を策定している。再エネ等基本計画では、宮城らしい低炭素社会の実現を目指して、化石燃料の消費量を減らすため、再生可能エネルギーの導入量を増やすことを目標指標としており、水力発電の導入目標を平成32年の目標年において基準年比（平成22年）の1.2倍と設定している。</p> <p>平成22年時点で県内において農業用水利施設を活用した小水力発電施設の導入事例は、荒砥沢ダム発電所（出力：1,000kw）の1か所となっており、上記目標を達成するため、平成32年までに1,200kwの小水力発電施設の導入を図ることとし、50kw～200kwクラスのモデル地区2か所の整備を目標として設定する。</p>			
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>			
<p>●初期値</p> <p>OH22迄：1ヶ所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒砥沢ダム発電所（1,000kw）</li> </ul> <p>OH26迄：2ヶ所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三丁目幹線水路小水力発電所（5kw）</li> <li>内川小水力発電所（6kw）</li> </ul>		<p>●目標値</p> <p>H22時の小水力発電導入出力1,000kwの1.2倍である1,200kwの小水力発電施設の導入を目指すものとする。</p> <p>このため、H26に10kw未満のモデル地区として整備した内川小水力発電所との小水力発電の導入効果の検証などを行うため、50～200kwクラスの小水力発電施設2か所の整備を目標とする。</p>	

# 推進指標17

「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	中山間地域等直接支払制度の取組面積	
指標管理課(班)	農村振興課（農村交流対策班）	
初期値 (H22)	計画中間時 (H27)	目 標 (H32)
2,088ha	目標：2,088ha 実績：2,100ha	2,200ha
<p><b>1 目標・指標の内容</b>            中山間地域において、農業生産活動を行う農業者に対し直接支払いを実施し、担い手の減少、耕作放棄地の増加等による農業の多面的機能の低下を防ぐ。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b>            厳しさを増す中山間地域の農業生産活動を行い維持してきた農地・農業用水をはじめとする地域資源の損失を抑止し、農業・農村の多面的な機能の発揮を図る取組として、中山間地域等直接支払制度の協定を締結した保全活動面積を整備指標として設定します。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値（H22）            中山間地域等直接支払は平成22年度から第3期（5ヶ年間）の事業として事業化されており、最新の平成22年度実績値を初期値とする。</p> <p>H22実績：2,088 ha（229協定）</p>	<p>●目標値（H27, H32）</p> <p>○H26中間目標            平成22年度に展開している2,088haを、今後とも減少させることがないよう、現状維持として中間目標値を設定。            H26中間目標＝2,088ha</p> <p>○H32目標            ・H26実績 2,100ha            ・H27実績 2,185ha            目標値を平成27年度実績で増加修正する。            H32目標＝2,185ha            （改め）2,200ha</p>	

# 推進指標 18

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	農地等被害防止面積	
指標管理課(班)	農村整備課（防災対策班）	
初期値 (H21)	計画中間時 (H27)	目標 (H32)
39,453ha	目標：41,050ha 実績：40,611ha	41,551ha
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>地球温暖化の進行に伴い大雨の頻度が高まる等、甚大な自然災害による被害リスクが増大している。地域の湛水被害や老朽化したため池等の農業用排水施設の整備・補強を実施する事により、自然災害から流域住民の生命や財産を守り農地を保全することから、快適な暮らしを守る生活環境の整備につながる。</p> <p>流域開発などの立地条件の変化により排水条件が悪化した地域の湛水被害の防止やため池の老朽化などによる堤防の決壊などからの被害を防止するため、排水機場の新設や排水ポンプの更新整備、ため池及び用排水路などの整備補強等の対策によって、被害を未然に防止した農地等の面積である。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>ため池等整備事業（ため池整備、用排水施設整備）及び湛水防除事業に係る各年度の完了地区の受益面積の累計を農地被害防止面積とする。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値 &lt;～H21&gt;</p> <p>ため池整備による被害防止面積 54地区 12,316ha</p> <p>用排水施設整備による被害防止面積 48地区 17,040ha</p> <p>湛水防除による被害防止面積 56地区 10,097ha</p> <p>計 39,453ha</p>	<p>●目標値 &lt;H22～H27&gt;</p> <p>ため池整備による被害防止面積 5地区 131.6ha</p> <p>用排水施設整備による被害防止面積 4地区 241.0ha</p> <p>湛水防除による被害防止面積 5地区 1,259.0ha</p> <p>小計 1,631.6ha (H27まで) 41,084.6ha 改め 41,050ha</p> <p>&lt;H28～H32&gt;</p> <p>ため池整備による被害防止面積 3地区 467.0ha</p> <p>(H22～H32) 合計 2,098.6ha (H32まで) 41,551.6ha 改め 41,551ha</p>	

# 推進指標19

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	
指標管理課(班)	農村整備課（防災対策班）	
初期値 (H22)	計画中間時 (H27)	目標 (H32)
2箇所	目標：3箇所 実績：2箇所	3箇所
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>農地海岸は、背後の優良な農地とそこで展開される農業生産活動をまもり、地域の活性化を図る重要な役割を担っています。</p> <p>このため農地海岸を高潮、津波、波浪及び侵食等による災害からまもるとともに、豊かで潤いのある海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設並びに海岸環境の整備を積極的に推進してきました。</p> <p>しかしながら、施設の老朽化や高確率で発生が予測されている宮城県沖地震をはじめとする大規模地震に対応するため、所要の耐震性を確保しながら、必要な更新・整備を計画的に実施しなければならない状況となっています。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>施設の老朽化等から確実な運転・操作が困難となっている防潮水門について、耐震化・遠隔操作化を含めて、改修を実施します。</p> <p>なお、本項目は県の最上位計画である「宮城の将来ビジョン」（取組31）に関する“目標達成のための個別取組”として掲載されているほか、震災対策推進条例に基づく「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」（施策項目19）にも位置付けられており、県の重要な取組の一つとなっています。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値</p> <p>・防潮水門の耐震化を含めた改修</p> <p>H22まで 2箇所</p>	<p>●目標値</p> <p>H23～H27 1箇所</p> <p>H28～H32 0箇所</p>	

# 推進指標 20

「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	老朽ため池等の改修地区数	
指標管理課(班)	農村振興課（地域計画班）／農村整備課（防災対策班）	
初期値 (H22)	計画中間時 (H27)	目標 (H32)
— 地区	目標：8地区 実績：7地区	28地区
<p><b>1 目標・指標の内容</b> 農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的として実施するものである。</p> <p>(1) <b>ため池整備工事</b> 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害が発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>(2) <b>用排水施設整備工事</b> 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b> 本項目は、震災対策推進条例に基づく「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」（施策項目19）に位置付けられており、県の重要な取組の一つとなっています。 よって、主に次に該当し、関係市町村等の要望や緊急性を考慮し計画的に整備を実施します。 大規模 県営 受益面積100ha以上で、総事業費が8,000万円以上 （中山間地域の場合は、受益面積が70ha以上で、3,000万円以上） 小規模 県営 受益面積 2ha以上で、総事業費が5,000万円以上 ※2ha以上10ha未満の場合は高度な技術を要する場合に限る。 注意：但し、受益面積が10ha未満のものは以下の要件のすべてに該当するものに限る。 ・貯水量が1,000立方メートル以上であること。 ・関係する農家が2戸以上あること。 ・周辺住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予想される。 ・災害防止のため応急工事等を実施したものであること。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値 計画期間であるH23～H32までの10年間の整備量とするため、初期値はゼロとします。 また、データについては事業完了年度に積み上げていきます。</p>	<p>●目標値 ◇ため池整備 H25 勝負沢，田中 H26 馬牛沼，砂子沢</p> <p>◇用排水施設整備 H23 宝江 H24 州崎 H25 八宮，上沼3期</p> <p>◆H27目標値 8地区(た4地区+用4地区) H28 貝抜沢，長沢 下葉の木沢 H29 内町，大上 H30 仙石，大角， 沢田，根古 H31 猿田，松森 刈又沢 H32 池田，志田堤 大日向，小友，新田</p> <p>◆H32目標値 28地区(た21地区+用7地区)</p>	



# 推進指標21

「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	湛水被害を防止する排水機場の設置数	
指標管理課(班)	農村振興課(地域計画班)／農村整備課(防災対策班)	
初期値 (H22)	計画中間時 (H27)	目標 (H32)
2箇所	目標：5箇所 実績：5箇所	5箇所
<p><b>1 目標・指標の内容</b> 農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的として、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水機場、排水路等の新設又は改修を行うものである。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b> 本項目は、震災対策推進条例に基づく「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」(施策項目19)に位置付けられており、県の重要な取組の一つとなっています。 よって、主に次に該当し、関係市町村等の要望や緊急性を考慮し計画的に整備を実施します。 かつて応急湛水排除事業が実施された地域において、</p> <p>大規模 ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事 (1) 受益面積 400ha以上 (2) 総事業費 5億円以上 イ 排水管理施設整備工事 受益面積 1,000ha以上</p> <p>小規模 ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事 (1) 受益面積 30ha以上 (2) 総事業費 5,000万円以上 イ 排水管理施設整備工事 受益面積 100ha以上</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値 計画期間であるH23～H32までの10年間の整備量とするため、初期値はゼロとします。 また、データについては事業完了年度に積み上げていきます。</p>	<p>●目標値 ◇H22まで 幡谷, 青木 2地区 H23 前川 H24 槻木 H25 加々巻 ◆H27目標値 5地区(2地区+3地区) ◆H32目標値 5地区(2地区+3地区)</p>	

# 推進指標 22

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	農村災害支援技術者の育成数	
指標管理課(班)	農村整備課（防災対策班）	
初期値 (H21)	計画中間時 (H26)	目標 (H31)
68人	目標：78人 実績：82人	88人
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>成果指標は、施設整備による農地等の被害防止面積としている。</p> <p>防災・減災に関し自助、共助、公助による対応が求められているところであり、農地・農業用施設の災害に関しても、行政だけでなく地域住民等の幅広い参画の重要性が高まっている。</p> <p>近年、農村地域の過疎化や混住化の進展及び農家の減少・高齢化に伴ない、農地・農業用施設を管理する農家及び農村の地域防災能力が低下してきている。一方、災害復旧事業の事業主体である市町村等では技術者の不足等から、大規模災害発生時には災害復旧に適切に対応できる体制が不十分な状況である。このため、農地・農業用施設が被災した場合の被害の拡大防止や早期復旧に迅速に対応できる支援体制が必要となっており、被災市町村等への災害応急対策や災害復旧業務の支援を図るため、一定の技術水準を持った技術者が「農村災害復旧専門技術者」として認定され、被災市町村等の支援要請に応じ活動することとしている。</p> <p>特に、被災地や当該近隣に在住する農村災害復旧専門技術者にあつては、地理的情報に精通しており迅速な復旧対応が図られることから、「農村災害支援技術者数」を整備目標としている。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>農村災害復旧専門技術者の具体的な活動としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①農地・農業用施設の被災状況の把握、写真撮影等に関する技術的助言・指導</li> <li>②応急対策や地域の安全確保を図るための具体的措置について、技術的な助言</li> <li>③災害復旧事業制度の運用等に関する技術的助言・判断</li> <li>④現地の地理的状況、被災地域独自の復旧工法、被災施設既存資料など応援技術者への情報提供などである。</li> </ol> <p>従って、農村災害復旧専門技術者は、災害復旧に関する一定の技術力が求められ、農地・農業用施設の構造、農業利水や農業用施設の維持管理の特徴等を踏まえた、設計・施工・管理等に関する豊富な知識と経験を有している者が認定委員会の意見を聞いて認定され、農村防災・災害対策連絡会(事務局：水土里ネット宮城)に登録・管理されることとなっている。</p> <p>特に、被災地や当該近隣に在住する農村災害復旧専門技術者にあつては、地理的情報に精通しており迅速な復旧対応が図られることから、「農村災害支援技術者数」を整備目標とした。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値</p> <p>H21.12月末現在で登録されている農村災害復旧専門技術者数を初期値に設定している。</p> <p>農村災害復旧専門技術者数＝68人</p>	<p>●目標値</p> <p>年間2名を新たに農村災害支援技術者として育成する。</p> <p>H26 68人+2人/年×5年＝78人</p> <p>H31 68人+2人/年×10年＝88人</p>	

## 推進指標 23

### 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	農業集落における下水道整備人口	
指標管理課(班)	農村整備課（農村環境整備班）	
初期値 (H21)	計画中間時 (H27)	目 標 (H32)
86,429人	目標：92,189人 実績：80,237人	92,920人
<p><b>1 目標・指標の内容</b></p> <p>農村地域における混住化の進行，生活様式の高度化，農業生産方式の変貌等により農業用水の汚濁が進行し農作物の生育障害，悪臭の発生などが懸念されている。これらの状況を改善するため，し尿，生活雑排水等を処理する施設の整備が必要となっている。</p> <p>また，農村地域は下水道の整備が遅れており，都市部との格差が広がる傾向にあることから，快適で活力のある暮らしと良好な生活環境を提供するために農村地域の一体的な集落排水施設の整備を計画的に行う必要がある。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b></p> <p>近年の人口減少や高齢化の本格化，地域社会構造の変化，市町村合併等で污水处理整備の効率化が急務となっているため平成21年度に生活排水処理基本構想の見直しを行った。</p> <p>平成21年度の構想見直しでは，平成32年度までの生活排水処理施設整備目標を設定しているため，この目標から平成27年度目標を推定し設定している。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値</p> <p>H21年度の実績値86,429人</p>	<p>●目標値</p> <p>平成21年度生活排水処理基本構想の平成32年度生活排水処理施設整備目標を人口の推移及び完了地区人口（4地区）から推測して平成27年度目標を設定した。</p> <p>H27年度目標値  <math>H21年度実績 + 人口の推移 + 完了地区人口</math>  <math>86,429 + 1,210 + 4,550</math>  <math>= 92,189人</math></p> <p>H32年度目標値  <math>92,920人</math></p>	

# 推進指標 24

## 「みやぎ農業農村整備基本計画」

主要・目標指標	基幹的農道整備延長（地区数）	
指標管理課(班)	農村振興課（地域計画班）／農村整備課（農村環境整備班）	
初期値 （H22）	計画中間時 （H27）	目標 （H32）
1, 925 km 894地区（累計）	目標：1, 937 km 実績：1, 936 km	1, 937 km
<p><b>1 目標・指標の内容</b> 未舗装箇所の整備や、流通の効率化のための路線整備を行い、農作物の流通コストの軽減や荷傷みの防止など、農村集落と農地や集出荷施設などの農業施設を効率的に連絡する農道網の整備を進める。これにより、農業生産の近代化と、都市・農村間交流や農村地域の活性化、定住の促進を図るものである。 整備指標は、効果発現が事業完了時となるため完了地区数での管理が適当である。</p>		
<p><b>2 目標・指標設定の根拠</b> 農道事業が重点施策となっており年度スケジュールを示していることと、整備計画が策定されていることから、平成20年度までに完了した延長を基準とし、現在実施中の地区の工期が最長で平成26年となっていることから、平成26年度までの整備目標を設定し、平成31年度までの整備目標は同値とする。</p>		
<p><b>3 初期値及び目標値算出根拠</b></p>		
<p>●初期値 平成22年度までの舗装済みの整備延長を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H22までの整備済み延長 L=1, 925.3 km</li> <li>・H22までの完了地区数 897地区</li> <li>・H22継続地区</li> </ul> <p>広域 仙南2期地区（H17～H24）3.5 仙南東部2期地区（H17～H23）0.7 一般 足立地区（H19～H22）2.3 浅草地区（H20～H22）1.2 基幹 迫南方2期地区（H16～H22）1.1 上沼地区（H20～H25）3.7 団緊 峯前地区（H20～H23）0.5 米谷地区（H20～H23）2.0 番江地区（H20～H21）0.7 高森地区（H21～H22）0.9</p> <p>※1農道事業及びふる緊事業以外は対象外 団体営は旧農道事業及びふる緊事業が対象 ※2足立地区は環境整備なので対象外</p>	<p>●目標値 現在実施中の地区の工期で最長のものが平成26年までの事業期間となっているため、実施地区の合計をH26目標値とする。</p> <p>平成26年度目標値 L=1, 937 km</p> <p>平成31年度目標値 L=1, 937 km</p> <p>広域 3.8km 基幹 3.7km 計 7.5km</p> <p>団緊 新寺浦地区（H22～H24） 1.5km 要害浦地区（H22～H24） 1.0km 神ノ木浦地区（H22～H24）0.8km 青木地区（H23～H24） 1.4km 計 4.7km</p> <p>1,925.3+7.5+4.7=1,937.5km</p> <p>平成26年度目標値 5地区（県営のみ） 平成31年度目標値 5地区（県営のみ） H22以降新規予定地区（古川東部2期地区、柳田峠2期地区、団農等）については、事業量が不明のため含めていない。</p>	